

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）
公募要領

平成 28 年 2 月
環境省水・大気環境局自動車環境対策課

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）の交付を受けて事業を実施する者の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載されておりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱」（以下「要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

なお、本事業の実施については、平成 28 年度予算の成立を前提としています。

I. 地域再エネ水素ステーション導入事業について

1. 事業の概要及び目的

本補助金は、再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入する経費の一部を国が補助することにより、燃料電池自動車の普及を促進し、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とします。

本事業では、この目的を達成するため、民間団体や地方自治体、その他の法人が設置する、再生可能エネルギー由来の水素ステーション一式とその設置費用が補助金の交付対象となります。ただし、ソーラーパネルや風力発電等の再生可能エネルギーシステムを既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、水素ステーション本体とその設置費用が補助金の交付対象となります。

2. 補助対象事業の選定について

(1) 一般公募による選定

本公募要領に従って一般公募を行い、選定します。

(2) 応募資格等

- ① 本事業の応募資格を有する者は、民間団体等（地方公共団体、その他の法人）とします。

また、それらのうち2者以上の者が共同で補助事業を実施する場合には、共同で応募するものとし、そのうち1者を代表者とします。ただし、代表者は、本事業を自ら行い、かつ本事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。

- ② 本事業の補助事業者

本事業の補助を受けることが決定した場合の補助事業者は、①により応募を行った者とします。

また、2者以上が共同で応募した場合は、代表者を補助事業者とし、代表者以外の者を共同事業者とします。

なお、代表者は、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有するほか、補助が決定した以降は事業の進行管理を行っていただくこととなります。

(3) 応募書類について

応募に当たり提出が必要となる書類は要綱第6条の交付申請に必要な書類と同じですが、要綱の様式第1（第6条関係）の交付申請書ではなく、公募要領の様式第1の応募申請書を用いてください。同応募申請書に添付する資料は、以下の書類です。

- ①地域再エネ水素ステーション導入事業計画に基づく事業実施計画書（別紙1）
 - ②地域再エネ水素ステーション導入事業計画に基づく事業に要する経費内訳（別紙2）
 - ③応募者が法人である場合は、次の資料
 - i）当該法人の定款又は寄付行為
 - ii）当該法人の概要が分かる説明資料
 - iii）過去2か年度程度の事業報告及び決算報告（応募時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、本事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告とします。）
 - iv）応募者が（2）の応募資格を有することを示す書類
- ※ ①及び②の書類に添付することとされている資料についても、必ず添付してください。

（4）応募書類の提出について

① 提出方法

（3）に定めた応募書類を、応募書類の受付期間内に、持参又は郵送により②の提出先に提出してください。応募書類は、宛名面に「応募事業者名」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）応募書類在中」と赤字で明記して下さい。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって行ってください。併せて、応募書類を郵送いただいた際には、その旨を（5）②の受付先までご一報願います。

② 提出先

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

③ 提出部数

（3）の各書類（紙）について、正本1部・副本7部を提出してください。また、書類の電子データ（（3）③の書類は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出して下さい。

④ 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）」以外の目的で使用することはありません。

⑤ 応募書類の受付期間

平成 28 年 2 月 15 日(月)から平成 28 年 3 月 15 日(火)当日消印有効

※ 応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。応募状況や交付決定に応じ、予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

(5) 説明会の開催等

① 説明会の開催

本事業に係る説明会を以下のとおり開催します。

日 時：平成 28 年 3 月 2 日(水)10 時 00 分から

場 所：環境省 19 階第 2 会議室

東京都千代田区霞が関 1-2-2（中央合同庁舎 5 号館）

※説明会に参加される場合は、説明会の前々日までに、担当窓口の部署、氏名、参加人数、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載のうえ、下記受付先までご連絡ください。

② 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

FAX：03-3593-1049

E-Mail:kanri-jidosha@env.go.jp

○ 受付方法

電子メール又は FAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合わせには対応しません。）。電子メール又は FAX の件名は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）」に関する質問としてください。

○ 受付期間

平成 28 年 3 月 3 日(木)までの平日 10 時から 17 時まで(12 時から 13 時は除く)

○ 回答

平成 28 年 3 月 8 日(火)17 時までに、説明会参加者に対して電話、電子メール又は FAX により行います（なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを登録してください。）。

(6) 審査及び事業の選定・内示

応募者より提出された応募書類について、事前審査及び審査委員会による審査を行い、予算の範囲内で補助金交付対象事業を選定します。

応募内容に係る審査は、以下の手順で行います（審査は非公開）。

① 事前審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が基礎的要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかなミス（書式・対象事業・経理・積算など）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。さらに、申請に係る補助事業の全体計画が整っており、準備が確実に進んでいること、また平成 28 年度内に地域再エネ水素ステーションの設置及び設置費用の支払いが完了できることが前提となります。

② 審査委員会による審査及び審査基準

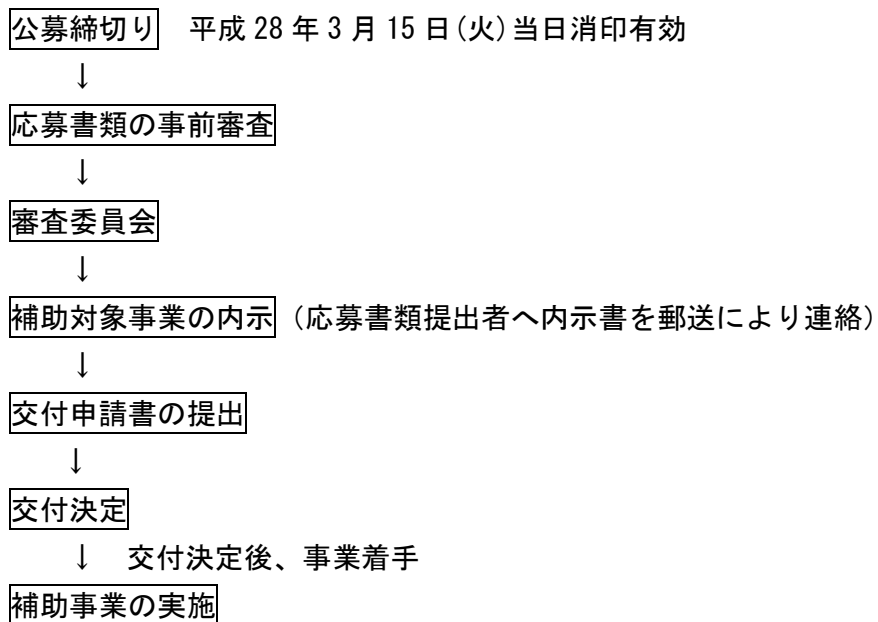
①の事前審査を通過した応募書類について、環境省で審査委員会を設置して書面審査を行います。この審査は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）の申請者に係る応募書類審査の手順について」（別添）に基づき、厳正に行います。

③ 事業の選定と応募者に対する内示

審査の結果、採択された事業について、予算の範囲内において、補助金の交付額を決定し、応募者に対し内示します。また、採択に当たっては、事業実施計画書の内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、採択結果については、応募者名・事業概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

(7) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。



II. 留意事項等について

1. 補助金の交付

(1) 交付申請書の提出

I. 2. (6) により補助金交付額の内示を受けた応募申請者は、要綱第6条に従い、交付申請書を環境大臣に提出してください。補助金交付額の内示を受けた者は、辞退する場合を除き、I. 2. (3) に掲げる書類に、要綱の「平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付申請書」（交付要綱様式第1（第6条関係））を添付してI. 2. (4) ②と同じ提出先に速やかに提出してください。申請書及び添付する書類は、環境省が特別に指示する場合を除き、提出後に変更することはできません。交付申請書類一式のファイルもCD-Rに格納して送付してください。

(2) 交付決定通知

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行い、申請者に通知します。

(3) 事業の開始等

応募者は、補助金の交付決定通知を受けた後に事業を開始することが可能となります。

応募者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、当該契約の契約日は交付決定通知の日付以降となりますので注意してください。

2. その他

以上のほか、必要な事項は要綱及び実施要領に定められていますので、参照してください。

Ⅲ. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先について

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法について

- （１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

様式第 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域再エネ水素ステーション導入事業) 応募申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)に
ついて下記のとおり応募いたします。

記

1 事業の目的及び内容

別紙 1 実施計画書のとおり

2 補助金応募申請額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 事業に要する経費

別紙 2 経費内訳のとおり

4 事業の開始及び完了予定年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

5 その他参考資料

注 1 「5 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書(直近の2

決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)及び定款又は寄付行為を添付すること。
また、別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備システム図・配置図・仕様書、事業に関する見積書・計算書等を添付すること。

- 2 要綱第6条第2項の規定に基づき共同で応募する場合は、代表事業者が申し込むこと。
- 3 実施事業者が地方公共団体の場合、申請者の記載については、「代表者の職・氏名」の記載を削除し、「地方公共団体の長」の役職および氏名を記入すること。

別紙 1

地域再エネ水素ステーション導入事業実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名				
	所 属 部 署				
	役 職				
	所 在 地				
	電話／FAX				
	E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
事業計画・実施内容	※ 燃料電池自動車の調達及び利用の内容（燃料電池自動車の調達予定台数及び年間予定走行距離も記載すること）を簡潔に記載すること。				
	※ 新たに設置する水素ステーションにより、燃料電池自動車の使用地域をどれほど効果的に拡充できるか（既存の水素ステーションから新たに設置する水素ステーションとの最短走行距離も記載すること）を簡潔に記載すること。				
	※ 燃料電池自動車及び水素ステーションについて、将来の普及拡大のビジョ				

	ンを簡潔に記載すること。															
導入設備	※ 事業により導入する設備について、その規模・構造・導入場所等を記載すること。															
二酸化炭素排出抑制効果	<p>【CO2 削減効果】</p> <p>※1 下記留意事項を踏まえ、事業実施前の1年間におけるCO2 排出量を推計する。これに基づき、事業実施後3年間におけるCO2 削減量の見込み量を記載すること。</p> <p>※2 事業実施後3年間にわたって、毎年度末にCO2 削減量をモニタリング・報告するものとし、その具体的な方法について記載すること。</p> <p>【CO2 削減効果の算定に当たっての留意事項】</p> <p>※1 CO2 削減効果の算定は、具体的に検証可能な数値に基づくものとする。</p> <p>※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。</p> <p>※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。</p> <p>※4 CO2 排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。</p> <table border="1" data-bbox="545 1285 1465 1534"> <thead> <tr> <th>燃料種</th> <th>単位</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>KgCO2/リットル</td> <td>2.32</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>kgCO2/リットル</td> <td>2.58</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス (LPG)</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス (LNG)</td> <td>KgCO2/kg</td> <td>2.70</td> </tr> </tbody> </table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス (LPG)	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス (LNG)	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス (LPG)	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス (LNG)	KgCO2/kg	2.70														
事業の実施体制	<p>【事業の実施体制】</p> <p>【設備の維持管理体制】</p> <p>※ 導入する設備を申請者以外の事業者が運用・管理する場合には、その事業者等を含めて記載すること。</p>															

資金計画	※ 事業に関する収支と資金の調達計画（方法）を記載すること。
事業実施のスケジュール	※ 事業のスケジュールを記載すること。
備考	※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。

注：①本計画書に、導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

別紙 2

地域再エネ水素ステーション導入事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入額	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 国庫補助基本額 (3) と (4) を比較して 少ない方の額	(6) 補助金所要額 (5) × 3/4		
	円	円		
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
1. 設備機器費（水素供給設備一式）	円			
(1) 再生可能エネルギー由来発電設備		@	円 × 〇台	
(2) 受電設備		@	円 × 〇台	
(3) 水素製造装置		@	円 × 〇台	
(4) 圧縮機		@	円 × 〇台	
(5) 蓄圧器		@	円 × 〇台	
(6) ディスペンサー		@	円 × 〇台	
(7) プレクーラー		@	円 × 〇台	
(8) 冷却水装置		@	円 × 〇台	
(9) 計装空気設備・窒素設備		@	円 × 〇台	
(10) 散水設備・貯水槽・防消火設備		@	円 × 〇台	
(11) 制御装置・監視装置・検知警報設備		@	円 × 〇台	
(12) その他設備		@	円 × 〇台	
2. 設計費	円			
(1) 設計費		@	円 × 〇人・工	
(2) 官公庁申請費		@	円 × 〇人・工	

3. 設備工事費	円				
(1) 基礎工事費		@	円 × 〇人・工		
(2) 現地配管工事費		@	円 × 〇人・工		
(3) 据付工事費		@	円 × 〇人・工		
(4) 試運転調整費		@	円 × 〇人・工		
(5) 舗装工事費		@	円 × 〇人・工		
(6) 給排水設備工事費		@	円 × 〇人・工		
(7) 照明設備工事費		@	円 × 〇人・工		
(8) 電気工事費		@	円 × 〇人・工		
4. 付帯工事費	円				
(1) 給水配管・排水配管工事費		@	円 × 〇人・工		
(2) 電気の供給設備に関する工事費		@	円 × 〇人・工		
5. その他間接的経費・管理費	円				
(1) 共通仮設費		@	円 × 〇人・工		
(2) 現場管理費		@	円 × 〇人・工		
(3) 一般管理費		@	円 × 〇人・工		
(4) 諸経費		@	円 × 〇人・工		
合 計	円				
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

(別添)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)の申請者に係る応募書類審査の手順について

1. 審査委員会による審査

学識経験者等及び環境省職員により構成する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)に係る審査委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、審査委員会は、非公開とする。

2. 応募書類の審査方法

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)の申請者に係る応募書類審査基準に基づき、委員毎に採点する。

【採点基準】

・優(十分満足できる)	5点
・良(満足できる)	3点
・可(満足できるレベルよりやや劣る。)	1点
・不可(満足できない)	0点

(2) 採点結果の合計点の委員全員の平均点を算出した上で、補助対象としうる応募内容であるもののうちからその点数が最も高い者から順に予算の範囲内で補助事業者として選定する。

ただし、採点で0点(不可)のものが一項目でもある応募書類は補助対象とはしない。

(3) その他

上記に定めるもののほか、提案書の審査及び採択決定について必要な事項は同委員会が別に定める。